

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	教育委員会事務局 文化スポーツ課	
契約締結年月日	令和6年6月14日	
業 務 名	尾張旭市棒の手保存育成事業	
業 務 の 概 要	(1) 棒の手の伝承・後継者育成事業 (2) 棒の手の伝承啓発事業 (3) 棒の手の保存事業 (4) その他	
契約金額	1,155,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	尾張旭市棒の手保存会	
根 拠 規 定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	尾張旭市棒の手保存会は、市主催の多くの行事に参加するなど、長年貢献を重ねてきた信頼性の高い団体である。また、市内において棒の手の保存活動を行なっている唯一の団体であり、当該業務を受託できる団体は他に存在しないため。	

※契約内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会文化スポーツ課です。